

綾川町中小企業者等事業継続支援臨時給付金

綾川町では新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売上の急激な減少等で、大きな影響を受けた町内事業者等に緊急的に給付金を支給します。

【支給対象者】

町内に住所や事業所を有する 中小企業、小規模事業者、個人事業主、医療法人、農事組合法人、NPO 法人、社会福祉法人 等

【対象要件】

- ・令和2年9月末以前に開業し、申請時に1年以上継続していること。
- ・令和3年1月から12月までのうち、**連続する3ヶ月間**の売上合計額が前々年同期（平成31年1月以降開業の場合は、開業日から1年間の同期）比で**30%以上減少**しているもの。
- ・平成31年1月から令和元年12月まで（平成31年1月以降開業の場合は、開業日から1年間）の**売上高合計が120万円以上**
- ・町税を完納しているもの。（町の方で確認させていただきます。）
- ・法人は町に法人町民税の申告があること、個人事業主は所得税の確定申告をしていること。

【支給額】 1事業者あたり **20万円**

【提出書類】

- ・給付金申請書（様式第1号）
- ・給付金請求書（様式第2号）
- ・誓約書（様式第3号）
- ・振込先の通帳のコピー
- ・前年分確定申告書類の写し
- ・**前々年**の連続する3ヶ月間の売上及び年間売上がわかるものの写し（確定申告書の月別内訳の写し、帳簿の写し 等）
- ・対象の連続する3ヶ月間の売上がわかるものの写し（試算表や帳簿の写し 等）
- ・免許証など、本人確認できるものの写し（個人事業主の場合のみ）

【申請方法】

上記提出書類を、窓口または郵送で提出してください。

- ・申請期間：令和3年7月5日（月）～令和4年2月28日（月）（当日消印有効）
- ・提出先：〒761-2392 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地
綾川町役場経済課 事業継続支援係 宛

【お問い合わせ】 綾川町役場 経済課 TEL：087-876-5282